

令和3年度介護保険の現状と運営状況

介護保険制度は、高齢化や核家族化の中、介護を社会全体で支える目的で平成12年（2000年）に創設されました。

介護保険は、市の一般会計とは別に独立した「介護保険事業特別会計」を設けて運営しています。65歳以上（第1号被保険者）の方40歳から64歳（第2号被保険者）の方の皆さんから納めていただいた介護保険料を保険給付費の支払いや地域支援事業に充て、相互扶助で成り立っています。介護や支援が必要になったときに、安心してサービスと受けられる仕組みです。

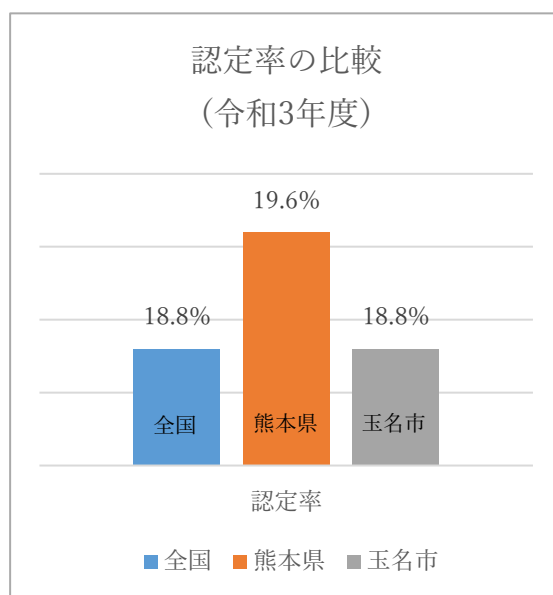
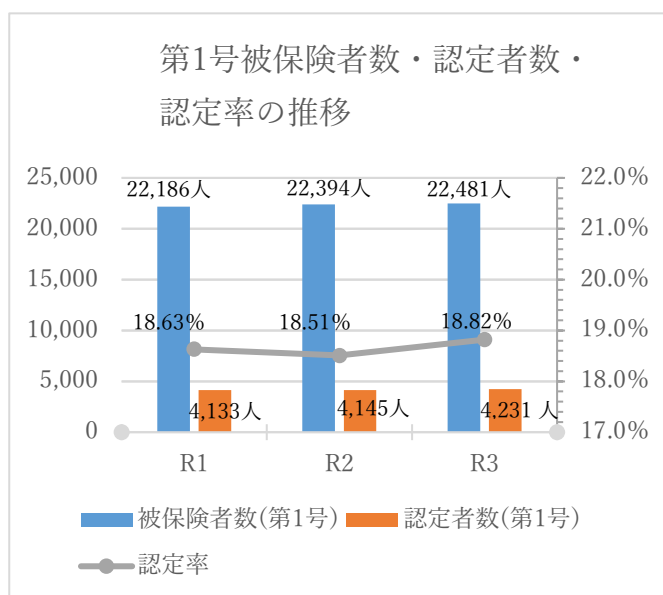
今後も高齢者等の抱える多様な課題やニーズに対応していくため持続可能な介護保険制度が必要となります。

本市の現状と介護保険事業の運営状況を知っていただくために、介護認定者数、給付費の推移や決算状況をご報告します。

1 第1号被保険者数・認定者数・認定率の推移

令和3年度末時点の本市の第1号被保険者（65歳以上）は22,481人です。そのうち要介護（要支援）認定を受けている人は4,231人、認定率は18.82%、65歳以上の約5人に1人が要介護（要支援）認定を受けています。

認定率は、全国平均とほぼ同じで熊本県の平均より低い状況にあり、65歳以上人口の増加により認定率も微増しています。



2 介護保険給付費の推移

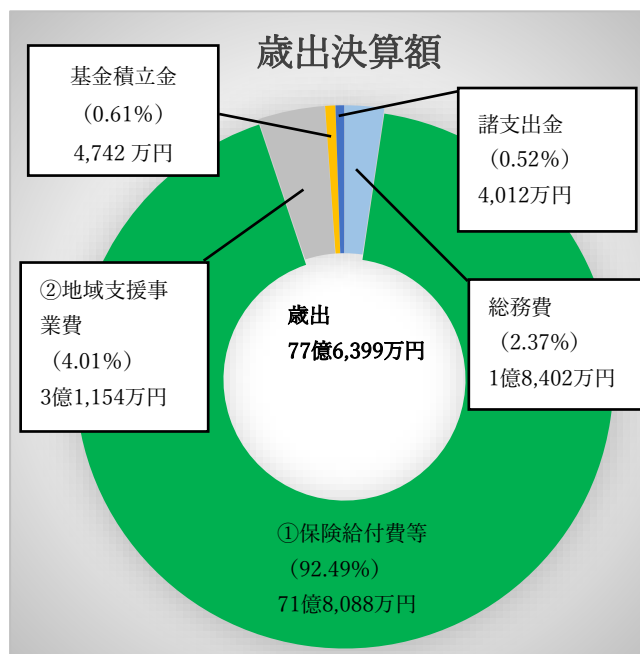
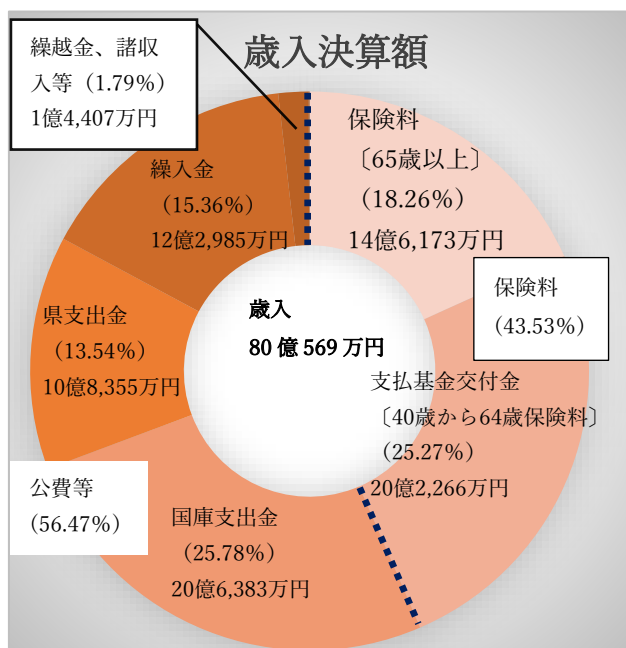
介護保険サービスを利用する場合、所得に応じて1割から3割が利用者負担となり、残りの9割から7割を保険給付費で賄い、介護保険料や公費が充てられています。全国的な介護報酬の引き上げや本市の認定者数の増加や介護度の重度化により保険給付費は上昇し、平成29年度は約67億2,830万円でしたが令和3年度は約71億8,088万円と5年間で約4億5,258万円増加しています。



介護給付費の種類	
介護給付費	要介護の人に提供されたサービスに係る費用
予防給付費	要支援の人に提供されたサービスに係る費用
高額介護サービス費	利用者の介護サービス負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
高額医療合算介護サービス費	利用者の介護保険と医療保険の負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
特定入所者介護サービス費	低所得者が施設やショートステイを利用した際の食費・居住費の補足給付
その他諸費 (審査支払手数料)	国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料

3 令和3年度介護保険事業特別会計の決算状況

歳入 約80億569万円、歳出 77億6,399万円で約2億4,170万円の繰越となりました。



ただし、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金は翌年度に清算をするため、多く入ってきた歳入

は繰越額から返還することになります。

(1)歳入の概要

介護保険事業は、基本的に右の図のように保険料 50%と公費 50%で運営されています。

令和 3 年度の本市の財源構成は、「歳入決算額」のグラフのように保険料 43.53%、公費 56.47%と保険料部分の割合が少なく国の調整交付金や前年度の繰越金で賄っています。

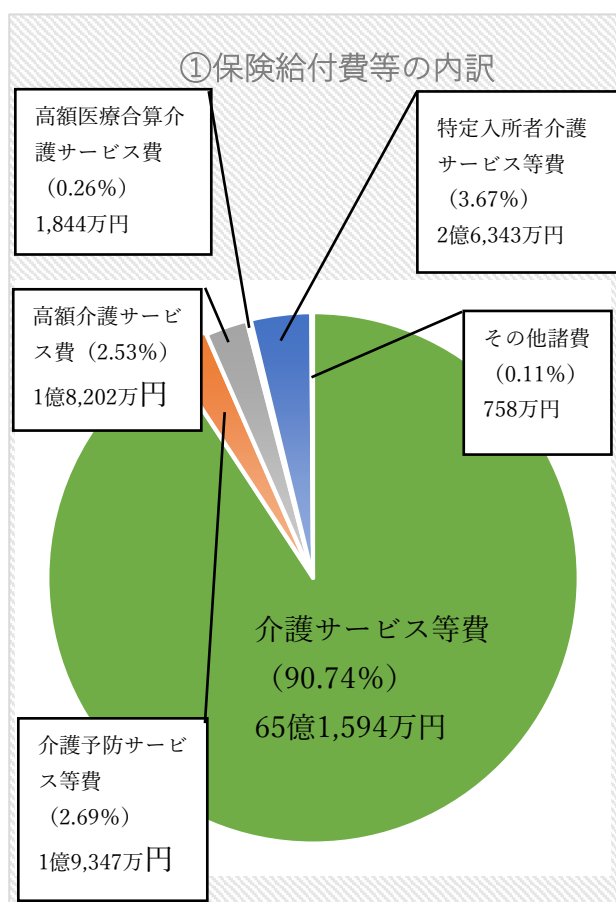
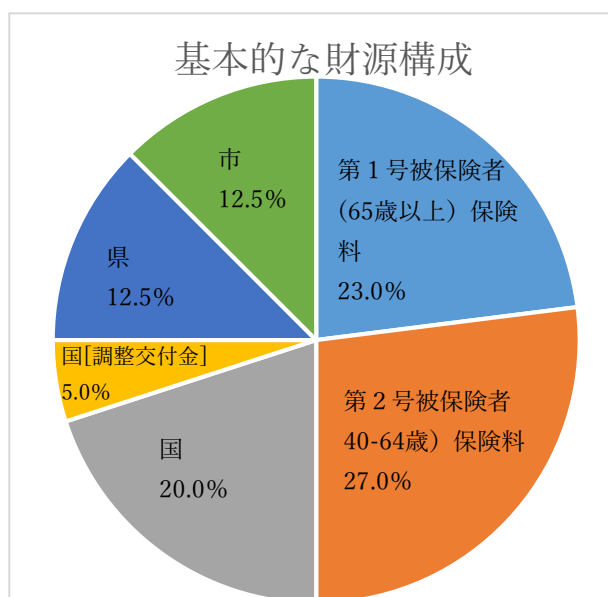
歳入の主なものには、保険料〔65 歳以上〕（歳入の約 18%）、支払基金交付金〔40 歳から 64 歳の保険料〕（約 25%）、国庫支出金（約 25%）、県支出金（約 13%）、一般会計からの繰入金（約 15%）などがあります。

(2)歳出の概要

歳出の主なものには、介護サービス費の支払いにあたる保険給付費等（歳出の約 92%）71 億 8,088 万円、介護予防・日常生活支援事業や包括支援センターの運営費を含む地域支援事業費（約 4%）3 億 1,154 万円と歳出の約 96%が介護サービス費に充てられています。

(3)歳出の内訳

①歳出額の約 92%を占める保険給付費等の内容は「①保険給付費等の内訳」のグラフのように約 91%が要介護者に係る介護サービスとなっています。



②歳出額の約 4%を占める地域支援事業費の内容は、「②地域支援事業費の内訳」のグラフのように約 53%が介護予防・日常生活総合事業費、約 32%を包括的支援事業・任意事業費となっており、約 12.8%が一般介護予防事業費、約 1.01%が保健福祉事業費となっています。

